

				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
金属工作機械	旋 研 削 盤 歯切り盤及び歯車仕上げ機械 専 用 機 マシニングセンタ その他の金属工作機械		従事者百名以上もの		機械器具月報（その十一）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十一）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するもの		機械器具月報（その十一）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
金属加工機械及び鋳造装置	金属加工機械 鋳 造 装 置	金属一次製品製造機械 第二次金属加工機械 ダイカストマシン 鋳型機械 砂処理・製品処理機械 及び装置	従事者百名以上もの		機械器具月報（その十二）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十二）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するもの		機械器具月報（その十二）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
食料品加工機械、包装機械及び荷造機械（手動式のものを除く。）	食料品加工機械 包装機械及び荷造機械	個装・内装機械 外装・荷造機械	従事者百名以上もの		機械器具月報（その十四）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十四）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するもの		機械器具月報（その十四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
事務用機械	謄写機（謄写版を除く。）・事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機） 複写機（ジアゾ式等を除く。） 金銭登録機	デジタル機 フルカラー機	従事者百名以上もの		機械器具月報（その十六）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十六）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するもの		機械器具月報（その十六）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
ミシン及び織維機械	ミシン	家庭用ミシン 工業用ミシン	従事者百名以上もの		機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するもの		機械器具月報（その十七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	織 維 機 械		従事者百名以上もの		機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷 凍 機 冷凍機応用製品	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ（業務用冷凍庫を含む。） 除湿機	従事者百名以上もの		機械器具月報（その十八）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十八）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	

		製水機 チーリングユニット(ヒートポンプ式を含む。)) 冷凍・冷蔵ユニット	経済産業大臣の指定するもの 十八)	機械器具月報(その 十八)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
業務用 サービス機器	自動販売機 自動改札機・自動入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その 十九)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その 十九)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣の指定するもの 十九)	機械器具月報(その 十九)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
軸受、 軸受メタル及びブッシュ	軸受 軸受メタル ブッシュ	玉軸受 ころ軸受 受ユニット	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その 二十)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その 二十)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣の指定するもの 二十)	機械器具月報(その 二十)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
鉄構物 及び架線金物	鉄構物	鉄骨 軽橋 塔 水門(水門巻上機を含む。) 鋼管(ベンディングロールで成型したものに限る。)	従事者五十名以上のもの	鉄構物及び架線金物 月報	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	架線金物	送変電用 配電用 通信線路用及び電車線用	従事者三十名以上のもの						
ばね	かさね板ばね つるまきばね ねじり棒ばね 線ばね うす板ばね ばね座金		従事者三十名以上のもの	ばね月報	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
金型	プレス用金型 鍛造用金型 鋳造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金型 ガラス用金型 ゴム用金型 粉末や金用金型		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その 二十三)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その 二十三)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
機械工具	特殊鋼切削工具 ダイヤモンド工具 C(W)BN工具 超硬工具	ドリル(木工用を除く。) ミーリングカッタ ギヤーカッタ(ねじフライスを含む。) ブローチ タップ・ダイス リーマ・バイト	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その 二十四)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その 二十四)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣の指定するもの 二十四)	機械器具月報(その 二十四)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
弁及び	バルブ及びコック		従事者百名以				翌月	経済産業	翌月

			上のもの	弁及び管継手月報	二部	十日	業局長		十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物	空気動工具のこ刃機械刃物		従事者百名以上もの	空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	作業工具		従事者百名以上もの		二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者二十名以上百名未満のもの		二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器	ガス機器	ガスこんろ ガス湯沸器 ガス温水給湯暖房機 ガス風呂がま ガスストーブ ガス温風暖房機 石油ストーブ 石油温風暖房機 石油温水給湯暖房機	従事者百名以上もの	ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	石油機器								
半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	半導体製造装置 フラットパネル・ディスプレイ製造装置		従事者百名以上もの	機械器具月報(その五十七)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その五十七)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
電気機械器具	回転電気機械(航空機用のものを除く。)	直流水機 交流発電機 電動機 電動機一体機器	従事者百名以上もの	機械器具月報(その二十八)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その二十八)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	静止電気機械器具(航空機用のものを除く。)	変圧器(電子機器に組み込まれるものを除く。) 電力変換装置 コンデンサ(電子機器用のものを除く。) 避雷装置 リアクトル 電気炉 電気溶接機	従事者百名以上もの	機械器具月報(その二十九)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その二十九)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
開閉制御装置(航空機用のものを除く。)	開閉制御装置 開閉機器		従事者百名以上もの	機械器具月報(その三十)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
民生用電気機械器具	電子レンジ 電気がま ジャーポット 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター		従事者百名以上もの	機械器具月報(その三十一)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日